

平成27年7月7日

保護者様

宇都宮市立古里中学校長 加藤 明男

## 色覚検査について

盛夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、色覚検査は、定期健康診断では実施されていませんが、保護者のご希望により健康相談の一環として、色覚検査（石原式学校用検査表による）を受けることができます。

色覚検査は平成15年度から法律の改正によって、小中高校での定期健康診断項目から外れましたが、色覚異常がある児童生徒の割合は、およそ先天性色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられます。色がまったく分からないのではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤り、周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活における配慮が望まれます。本人には自覚のない場合が多く、検査を受けるまで保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありますが、学校生活を送るうえで、また進学・就職に際して、自身の色の感じ方を知っておくためにも大切な検査かと思われれます。

つきましては、希望者を対象に検査を行いますので、申込みされる場合には、下記の申込書にご記入の上、7月10日（金）までに担任にご提出ください。なお、検査につきましては、個人のプライバシーに十分配慮し、個室にて検査するとともに、結果は、夏休みの三者懇談等の折に担任よりお知らせを予定しております。

き り と り せ ん

### 色覚検査申込書

平成27年 月 日

宇都宮市立古里中学校長  
加藤 明男様

**学校での色覚検査を希望します。**

年 組 生徒名

保護者名

印

至急担任の先生にお願いします。

## 色覚検査の実施について

### 1、実施方法

- ・希望者を把握……7月10日までに申し込む。
- ・検査者は、養護教諭。
- ・希望人数により、主任と相談し、時間と場所を設定し、プライバシーに配慮しながら個別に検査を実施する。  
(1人あたりの所要時間は1分以内)
- ・検査結果については、三者懇談の折に担任より結果用紙を渡し、病院受診を促す。

担当 亀和田